

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項として以下のとおり取り組んでおります。

- 迅速かつ適切な情報開示の実施を通して、株主に対する説明責任を果たしてまいります。
 - 迅速な意思決定及び業務執行のため、経営体制を強化してまいります。
 - 経営監視体制及びコンプライアンス体制の継続的な強化を通して、ステークホルダー(利害関係者)の信頼を得てまいります。
- 今後も、会社の規模拡大に応じ、コーポレート・ガバナンス体制を適時改善しながら、より一層の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-5)

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしております。

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

(補充原則4-11-3)

当社の取締役会は、女性2名を含む9名の取締役のうち独立社外取締役が4名を占める構成となっております。毎月開催の定時取締役会及び臨時取締役会への取締役や監査役の出席率も高く、積極的な意見表明や質疑応答をいただいております。さらに取締役会の重要議案ないし複雑性の高い案件について、社内取締役あるいは担当部門からの個別詳細説明の機会等を設けております。そのため、当社の取締役会については業務執行の意思決定や監督機能を行うための体制が構築されており、実効性は担保されていると判断しております。今後、取締役会全体の実効性の分析・評価については、その要否を検討した上で、その結果の概要を開示することについて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4 政策保有株式)

当社は、持続的な企業価値向上のために適切・有用と判断する場合、必要な範囲内で株式を保有することを基本的な考え方としております。政策保有株式については、そのリターンとリスクを資本コストと比較し中長期的な観点から、保有目的や合理性について取締役会において毎年検証いたします。保有の意義が希薄となった政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減してまいります。政策保有株式の議決権については投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使について判断いたします。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、グループ会社も含めた全役員に関連当事者取引等(利益相反取引を含む)の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適切性を確保する体制を築いております。今後は、情報開示にも主体的に取り組んでまいります。

(補充原則2-4-1)

<多様性の確保についての考え方>

当社グループでは、経営理念に基づき、人種、肌の色、性別、年齢、性的指向・性自認(SOGI)、宗教、政治的見解、国籍、出身、障がい、社会的出自等にかかわらず、すべての個人を尊重し、公正に事業への貢献を評価しております。具体的には、個人の属性ではなく、職務遂行に必要な経験・能力・知見を重視して採用・配置を行うことで、多様な人材が活躍できる環境整備に努めております。

具体的な実績は、以下のとおりです(2025年12月31日現在)。

- ・女性活躍:全社員に占める女性社員の割合は40%、管理職(執行役員含む)に占める女性の割合は18%です。引き続き、目標である「女性管理職比率23%以上」の達成に向け人材育成と環境整備に取り組んでまいります。
- ・外国人登用:直近3年に14名が入社しており、現在、管理職を担う人材を含め18名が在籍しております。
- ・キャリア採用:過去6年間の新規入社者に占める中途採用者の割合が毎年70%超と高い水準で推移しております。その結果、多様な専門性と豊かな経験を持つ人材が組織の中核として定着し、管理職等の重要な役割を担っております。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針及びその実施状況>

人材育成方針において、従業員が自らの強みや専門性を高め、プロフェッショナルとして自律的に活躍し、キャリア形成が出来るような後押しを重視しております。従業員一人ひとりの強みを引き出すキャリア支援施策として、カウンセリングや役割研修等を幅広く展開し、多様な人材が活躍できる組織づくりと個の成長を強力にサポートしております。

また、就業環境整備においては、一人ひとりが自分らしく、最大限に力を発揮できるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる施策を継続的に実施しております。具体的な取組みについては、当社コーポレートサイト(<https://corp.infomart.co.jp/sustainability/society/>)をご参照ください。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、企業年金制度はなく企業年金の積立金の運用はないため、アセットオーナーとしての機能を有しておりません。

(原則3-1 情報開示の充実)

()経営理念、ビジョン、経営方針や経営戦略等については、当社ウェブサイトや決算説明資料において公開しております。引き続き、法令に基づく開示以外の情報提供の充実にも主体的に取り組んでまいります。

()本コードを踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本方針に関しては本報告書に記載のとおりですが、引き続き開示の充実にも主体的に取り組んでまいります。

()取締役報酬決定に当たっての方針と手続は、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に関する事項」の[取締役報酬関係]に記載しております。

()取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、そして個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、月例の確定額報酬等に加えて譲渡制限付株式報酬を支給することにより、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進することを図っております。社外取締役については、監督機能を担うことに鑑み、確定額報酬等のみを支給しております。その額については、取締役会の任意の諮問機関として設置され、構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定しております。

()取締役の選解任・取締役候補の指名方針と手続については、取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等の多様性と適正規模を両立させる形で構成する方針をとり、その前提のもと、各取締役に關しては、当社の事業に精通し適正な業務執行能力を有すると同時に、中長期的な当社の企業価値向上を狙った経営戦略策定に求められる経験、知見を持ち、的確な経営の判断及び実効性の高い経営の監督に資する人材を選定し、取締役会の任意の諮問機関として設置され、構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。取締役の解任に關しては、画一的な基準は設けておりませんが、その職責・役割を十分に果たすことができないと認められる場合には、上述指名報酬委員会の答申と取締役会での決議を経て株主総会に付議いたします。

新任候補者の選任理由、社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割、社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて公開しております。

(補充原則3-1-3)

当社グループは、「世の中の役に立ち、世の中に必要とされ、世の中に喜んでいただける事業を通じ、お客さまと共に会社も個人も成長し続け、社会に貢献していきます。」という経営理念のもと、事業を通じた社会・環境課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現と、中長期的な企業価値の向上を目指しております。また、当社は、2021年にサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ推進体制を整備いたしました。サステナビリティ委員会は、当社代表取締役社長が委員長となり、サステナビリティに関する基本方針の策定、推進体制の整備、事業戦略上の重要課題、具体的な目標と指標、活動計画の策定及び進捗状況のモニタリング等を行っております。取締役会や経営会議は、サステナビリティ委員会から適時報告を受け、その活動を監視・管理しております。

当社のサステナビリティについての取組については、有価証券報告書「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」及び当社コーポレートサイト(<https://corp.infomart.co.jp/sustainability/>)をご参照ください。

1. 気候変動

気候変動は世界の持続的発展の脅威であるとの認識に立ち、当社はTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に沿った情報開示など気候変動対策に積極的に取り組んでまいります。

当社の気候変動対応への取組については、当社コーポレートサイト(<https://corp.infomart.co.jp/sustainability/environment/>)をご参照ください。

2. 人的資本

当社は、持続的な企業価値向上と社会課題の解決を成し遂げるため、人材を重要な経営資本と捉え、多様なメンバーが自らの才能を最大限に発揮し、自律的に行動するプロフェッショナルとして市場価値を高めながらいきいきと働き、輝ける環境の整備に取り組んでおります。

当社の人的資本の取組については、当社コーポレートサイト(<https://corp.infomart.co.jp/sustainability/society/>)をご参照ください。

3. 知的財産

当社では、運営するシステム及びサービスの主な名称について商標登録しております。また、自社開発のシステムや当社グループのビジネスモデルに關しても、特許権や実用新案権等の対象となる可能性のあるものについては、その取得の必要性を検討し、適宜特許を取得しております。

(補充原則4-1-1)

取締役会は、取締役会規程により定められた決議事項、経営に係る重要事項について判断、決定を行っております。また、職務権限規程を定め、経営陣が執行できる職務、権限及び責任等を明確にし、業務執行全般の監督を取締役に適切に行っております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任に關して、東京証券取引所が定める独立役員基準を満たす者から、客観的な監督・監査機能を発揮するために必要な知識及び経験を有する人物を候補者として選任しております。

(補充原則4-10-1)

当社は、取締役の指名及び報酬等の決定に關する手続の公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、その独立性を確保するため、取締役会の決議によって選任された、社長1名を含む3名以上の委員で構成しており、その過半数を独立社外取締役としております。また、委員長は独立社外取締役である委員の中から委員会の決議によって選定しております。指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

- 1 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- 2 代表取締役の選定・解職に関する事項
- 3 役付取締役の選任・解任に関する事項
- 4 取締役の報酬体系及び報酬決定の方針に関する事項
- 5 取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- 6 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- 7 その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

(補充原則4-11-1)

当社は、取締役会の構成に關し、実効的な意思決定と監督を両立するため、専門知識・経験・能力をバランスに加え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等の多様性を重視して選定を行う方針としております。当社事業の性格や規模に照らし、経営に必要な資質を網羅的に抽出した上で、社内外の各取締役が備える専門性や能力を補完し合えるよう、最適な候補者を選定しております。これらのスキルを一覧化したスキル・マトリクス及

び各取締役の有するスキルの組み合わせについては、株主総会招集通知をご参照ください。

URL https://corp.infomart.co.jp/ir/stockholder/stockholder_meeting/

取締役候補の選任手続については、取締役会の任意の諮問機関として構成員の過半数を独立社外取締役とし委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会の答申を踏まえて取締役会において決定する仕組みをとっております。

当社の現在の取締役会は、4名の独立社外取締役を含む9名で構成されており、独立社外取締役のうち2名は女性、また、4名は他社での経営経験を有する者となっております。各取締役は、それぞれ専門的知識や業界知見、事業経営経験等、レベルの高いスキルを有し、取締役会全体として、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模において適切な構成となっていると判断しております。

(補充原則4-11-2)

当社取締役・監査役の他の上場会社役員などとの兼任数は、合理的な範囲にとどめられております。

社外取締役・社外監査役の兼任状況及び取締役・監査役の取締役会への出席状況につきましては、有価証券報告書「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(補充原則4-14-2)

当社を取り巻く経営環境は、関連業界の変容、テクノロジーの進歩、ガバナンスやコンプライアンスに関する考え方の進展等々、常に大きく変化を続けており、当社の取締役・監査役においても、これらの最新情報の取得や自己啓発が必須であることから、役員向けの研修の場を設けております。また、外郭団体のセミナー等への参加を推奨しており、費用が発生する場合は当社が負担しております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社では公正かつ適時の情報開示に努めており、株主や投資家との間で持続的な中長期的成長に資する建設的なIR活動を行っていく方針をとっております。

() 株主との対話全般を統括する経営陣

当社では株主や投資家との建設的な対話を含むIR活動について、財務経理及びIRを管掌する取締役が統括し、財務経理・IR部門内にIR専任担当を置いて対応を行っております。

() 対話を補助する社内の各部門の連携

当社では間接的な対話を補助する組織として財務経理・IR部門内にIR専任担当を置き、必要に応じて各事業部門並びに経営企画部門、人事総務部門などのバックオフィス部門との連携を行っております。

() 個別面談以外の対話の手段

当社では第2四半期と本決算の年2回の決算説明会を行い、その模様を収めた動画及び書き起こし資料を当社ウェブサイトで公開しております。また、動画SNSを活用した個人投資家への情報発信、サステナビリティ等の非財務情報に関する情報開示の充実なども行っております。

() 対話において把握された株主の意見や懸念等の経営陣幹部へのフィードバック

当社では株主や投資家との対話において把握されたご意見・ご懸念等については、財務経理・IR部門内のIR専任担当にて記録・管理され、四半期ごとに取締役会及び経営会議へ報告しております。

() 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

対話に際してのインサイダー情報については、インサイダー取引防止規程に基づき管理を行い、情報漏洩が発生しないよう体制を構築しております。また、沈黙期間を定め、当該期間中の決算・業績見通しに関する質問への回答は差し控えております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(初回)
英文開示の有無	無し

該当項目に関する説明

当社は、取締役会において自社の資本コスト、資本収益性及び市場評価について継続的に分析・評価を行っております。

【分析と評価】現在のROE及びROICは10%以上の水準で推移しており、当社が認識する株主資本コストを上回る「正のエクイティ・スプレッド」を創出していると評価しております。また、市場評価(PBR・PER)については高い水準を維持しており、これは投資家の皆様からの「高い成長期待」の表れであると認識しております。

【今後の取組み】今後も資本コストを上回る収益性を維持・向上させるため、以下の2点を主軸とした経営を推進します。収益性の強化継続・高付加価値化の追求により本業の「稼ぐ力」を強化、ROEの質的向上を図ります。規律ある資本配分：持続的な利益成長に向けた開発投資を実行しつつ、個別業績に基づく基本配当性向50%を基本とした株主還元を実行します。これらにより、成長投資と株主還元の最適バランスを保つ財務規律を維持し、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	47,884,400	21.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,572,900	13.06
米多比 昌治	12,796,000	5.65
JP MORGAN CHASE BANK 385642	9,717,027	4.29

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,471,489	3.74
藤田 尚武	6,836,218	3.02
株式会社三菱UFJ銀行	6,400,000	2.83
株式会社ジェフグルメカード	6,400,000	2.83
THE BANK OF NEW YORK 140051	5,918,225	2.61
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	5,298,900	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- ・2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- ・当社は、自己株式を33,049,536株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- ・発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)を記載しております。

・当社は2026年3月2日を払込期日として、第三者割当による新株発行(8,076,664株)および自己株式の処分(32,049,536株)を行いました。これにより、発行済株式総数は8,076,664株増加しております。当該第三者割当増資等に伴い、提出日現在における大株主の状況および持株比率には変動が生じております。具体的には、第一生命ホールディングス株式会社が新たに第2位の株主となっております。また、提出日現在において、当社が保有する自己株式数は1,000,000株に減少しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
------------	-----

定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
兼川 真紀	弁護士											
李 成一	他の会社の出身者											
富田 尚子	他の会社の出身者											
松下 修	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
兼川 真紀		現在、弁護士としてインテグラル法律事務所のパートナー及び内閣府政府広報事業評価基準等検討委員をしております。	弁護士として培われた豊富な経験、見識等を有しており、適任と判断いたしました。また、上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
李 成一		現在、株式会社エル・ティー・エスの取締役副社長執行役員、株式会社エル・ティー・エス リンクの取締役、株式会社エル・ティー・エス ソフトウェアテクノロジーの取締役、株式会社日比谷コンピュータシステムの取締役、株式会社日比谷リソースプランニングの取締役、株式会社ME-Lab Japanの取締役及び株式会社ワクトの取締役をしております。	事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。また、上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
富田 尚子		現在、株式会社WHI Holdingsの社外取締役(監査等委員)、株式会社インテリックスホールディングスの社外取締役、株式会社ワールドの社外取締役(監査等委員)及びY&N Management株式会社の代表取締役をしております。	事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。また、上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

松下 修	現在、松下修公認会計士事務所の代表及び株式会社QDレーザの社外取締役(監査等委員)をしております。	公認会計士として培われた豊富な経験、見識及び事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。 また、上場管理等に関するガイドライン(5.3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
------	---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会では、取締役会より諮問を受けた事項に関し審議を行い、審議結果を取締役に答申しております。
(構成)社長1名を含む3名以上とし、その過半数を独立社外取締役としております。
(役割)取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、役付取締役の選任・解任、取締役の報酬体系及び報酬決定の方針、取締役の報酬限度額、後継者計画(育成を含む)、その他取締役会が必要と認めた事項の審議及び審議結果の取締役会への答申を行っております。
(活動状況)2025年度は合計8回開催し、全ての委員会に全委員が出席のうえ、審議を行っております。取締役候補の指名に関しては、当社取締役構成のあるべき姿及び代表取締役社長その他代表取締役・役付取締役体制等について審議の上答申を行い、報酬等に関しては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び個人別の取締役報酬等について審議の上答申を行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツと定期的及び随時に会合を持ち、会計上及び業務上の課題、監査計画、監査の結果等について意見及び情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀧野 良夫	他の会社の出身者													
矢部 芳一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧野 良夫		現在、日本カルミック株式会社の顧問をしております。	事業会社におけるコンプライアンス及びリスクマネジメントについて営業と管理の両側面からの豊富な経験があり、適任と判断いたしました。 また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
矢部 芳一		現在、大黒屋ホールディングス株式会社の常勤監査役をしております。	事業会社における豊富な経営経験があり、適任と判断いたしました。 また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に掲げる類型に該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、月例の確定額報酬等に加えて譲渡制限付株式報酬を支給することにより、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進することを図っております。現在、業績連動の仕組は導入しておりません。
社外取締役については、監督機能を担うことに鑑み、確定額報酬等のみを支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2025年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役 合計174,045千円 基本報酬152,319千円 非金銭報酬等152,319千円 支給人員9名
(うち社外取締役分)合計(30,000千円) 基本報酬(30,000千円) 非金銭報酬等(-) 支給人員(4名)
監査役 合計30,000千円 基本報酬30,000千円 非金銭報酬等- 支給人員3名
(うち社外監査役分)合計(12,000千円) 基本報酬(12,000千円) 非金銭報酬等(-) 支給人員(2名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、そして個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、月例の確定額報酬等に加えて譲渡制限付株式報酬を支給することにより、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進することを図っております。現在、業績連動の仕組は導入しておりません。社外取締役については、監督機能を担うことに鑑み、確定額報酬等のみを支給しております。また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会では、取締役の報酬に関する事項の審議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、その結果を取締役に答申しております。

2. 取締役の個人別の確定額報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の確定額報酬等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給することとし、確定報酬額等の年額の10～30%相当を、原則として毎年4月に付与しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。

譲渡制限付株式報酬の譲渡制限は、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除いたします。ただし、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合等には、当社は割当株式を当然に無償で取得いたします。

4. 取締役の個人別の報酬等の額につき種類別の割合(比率)の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の種類別の割合(比率)については、各取締役に非金銭報酬等として支給する譲渡制限付株式報酬の金額を、当該取締役の確定報酬等の年額の10~30%相当とすることとし、個人別の比率については、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進する観点にたつて、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事業戦略の方向性や組織体制のあり方につき、代表取締役ないし担当部門と議論する機会を設けている他、取締役会付議事項となる重要案件ないし複雑性の高い案件については、社内取締役あるいは担当部門から個別に詳細説明を行っております。また、全社集会等の行事への参加や会社に関するニュースの配布を行って会社状況の共有を図っていることに加え、経営管理部門を窓口とし、都度の要請に応じて必要なサポートを提供しております。さらに、社外監査役については、内部監査部及び経営管理部門が、適宜社外監査役をサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、当社事業内容に精通した社内取締役5名と独立性が高い社外取締役4名(2026年4月30日現在)で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名(2026年4月30日現在)で監査役会を構成しております。当社の現在の事業規模や業態等において、経営の透明性・公正性を保持すること及び監視・監督機能を発揮するにあたり、現時点において最適な体制を構築しております。これにより適切なコーポレート・ガバナンスの実現を可能としております。

1. 取締役会

毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

2. 監査役会

毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会などの会社の重要な会議に出席しているほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。

3. 指名報酬委員会

取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会はその独立性を確保するため、構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長を独立社外取締役としております。指名報酬委員会では、取締役会より諮問を受けた事項に関し審議を行い、審議結果を取締役に答申しております。

4. 経営会議

当社では、週1回、原則として社内役員が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。

5. 内部監査

内部監査は、組織上独立した内部監査部の専任担当者(3名)が行っております。内部監査部の専任担当者は、代表取締役社長により直接任命されております。内部監査部は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、重要な子会社を含む各部門に対し監査を行っております。監査の結果は、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に対し直接報告し、その後、被監査部門に通知し、後日、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行っております。

6. 監査法人等

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員業務執行社員 川口泰弘、指定有限責任社員業務執行社員 桑井祐介であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他17名であります。また、法律事務所等の外部の専門家と顧問契約を結び、経営全般にわたって適宜助言を受けております。

7. 指名報酬委員会を除く任意の委員会

(1) サステナビリティ委員会

当社は、事業活動を通じて社会・環境の持続的な発展に貢献することにより会社の企業価値の向上を図ることを目的として、サステナビリティ委員会を設けております。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題がビジネスモデルや戦略に及ぼす影響を分析し、対応策について審議しております。

(2) リスク管理委員会

当社は、当社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行うことにより業務の円滑な運営を図ることを目的として、リスク管理委員会を設けております。リスク管理委員会では、各部門のリスクの検証及び対応策について協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を選択し、当社事業を知悉する社内取締役5名と独立性の高い社外取締役4名から構成される取締役会(2026年4月30日現在)が経営の方向性・事業戦略の策定と監督機能を担い、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成される監査役会(2026年4月30日現在)が取締役による職務執行を監査することで、公正性・透明性・客観性が担保されたコーポレート・ガバナンスを実現することを行っております。

取締役及び監査役については、社内外を問わず、当社事業の性格や規模に照らして必要とされるスキルが全体として適切に備わるよう、多様な知見、経験、能力を有する人材から選任しております。そして、取締役の指名及び報酬等に関しましては、取締役会の任意の諮問機関として、構

成員の過半数を独立社外取締役とし委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会の審議結果に基づく答申を踏まえて取締役会において決定しております。

業務執行におきましては、社内取締役・監査役が参加する経営会議を組織して十分な検討と議論を行いながら、代表取締役社長のリーダーシップを通じて迅速に意思決定がなされる仕組みとしており、また、執行役員制度を導入して一定の権限を執行役員に委譲し、個別業務の執行は執行役員を軸とする現場に委ねております。

これらにより、取締役会が企業戦略等の大きな方向性の提示とモニタリングに重心を置いて活発な議論を行い、業務の執行は経営会議と執行役員を軸とする現場に委ねることで経営と執行の最適なバランスをとり、かかる執行状況について、監査役が、会計監査人・内部監査部と連携しながら実効性ある監査を実施することで、当社におけるコーポレート・ガバナンスの有効性は確保されていると判断しており、従って当社は監査役会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第28期定時株主総会開催日は2026年3月25日(水)であり、招集通知は2026年3月6日(金)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第28期定時株主総会は2026年3月25日(水)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2022年3月開催の第24期定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年3月開催の第24期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	発送日の3日前から、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、説明会を開催しており、業績や中期経営計画等を代表者が説明しております。また随時、代表者及び取締役等によるスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」のコーナーを設け、決算短信、決算説明資料、その他適時開示資料等を掲載しております。 URL https://corp.infomart.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、当社財務経理・IR部門であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はグリーンサイトライセンスの取得を通じた植林活動や、事業活動の省エネ化を進めエコアクション21の認証・登録を受けております。また、当社サービス利用企業へ電子商取引(EC)を通じたエコ活動を推進しております。 また、「マッチング・ギフト制度」を通じ、当社指定の団体へ役員及び従業員が寄付を行った際に、会社からその寄付金と同額を加えて寄付を行っております。
その他	当社がインターネット上で運営しておりますBtoB(企業間電子商取引)プラットフォームの発展を通して、フード業界をはじめ全業界に対する貢献を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号)
 - (1)取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
 - (2)代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等(以下「社内規程」という)に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
 - (3)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
 - (4)取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
 - (5)当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保護規程に基づき設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - (1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部門責任者を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程及び職務分掌規程において定める。
 - (2)責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - (1)リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、個々のリスクを認識し、その把握と管理を行い、またリスク管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
 - (2)重要ないし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - (1)取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
 - (2)職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
 - (3)業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - (1)取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を図るため、経営企画部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
 - (2)内部監査部は、経営企画部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報告されるものとする。
 - (3)法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - (1)関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
 - (2)一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
 - (1)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - (2)当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1)監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
- (2)代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告する。
- (3)取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (4)監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (5)監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことが確保されている。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1)監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- (2)監査役は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (3)監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
- (4)監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還する権利を有する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査部により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針であります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、人事総務部門を統括部署とし、外部専門機関(管轄警察署、顧問弁護士等)と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認しております。さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に対する基本方針

当社は、株主及び一般投資家を含めたステークホルダーに対して適時、公正かつ適正な情報を提供するため、適時開示等規則その他の関連諸法令及び諸規則に従った重要情報の開示に加え、投資家にとって有用であると判断した情報についても積極的な情報発信に努めてまいります。

2. 適時開示の社内体制

当社は、財務経理・IR部門責任者を内部情報管理責任者、各部門責任者を内部情報管理担当者とし、財務経理・IR部門を内部情報統括部署としております。

内部情報管理責任者は、投資者が適切な投資判断を行うために必要な情報の把握と厳正な管理に努めております。開示内容については、適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開いたします。公開後速やかに自社ホームページ上でも公開いたします。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、経営会議にて審議され、開示資料は、内部情報管理責任者の指示に基づき、内部情報統括部署である財務経理・IR部門にて作成いたします。取締役会にて決定された後、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。

(2) 発生事実に関する情報

各部門にて発生した重要事実は、内部情報管理担当者である各部門責任者より、経営会議に報告されます。開示資料は、内部情報管理責任者の指示に基づき、内部情報統括部署である財務経理・IR部門にて作成し、取締役会にて決定された後、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。なお、迅速に開示すべき重要事実が発生した場合には、内部情報管理責任者の確認後、代表取締役社長の承認により、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。

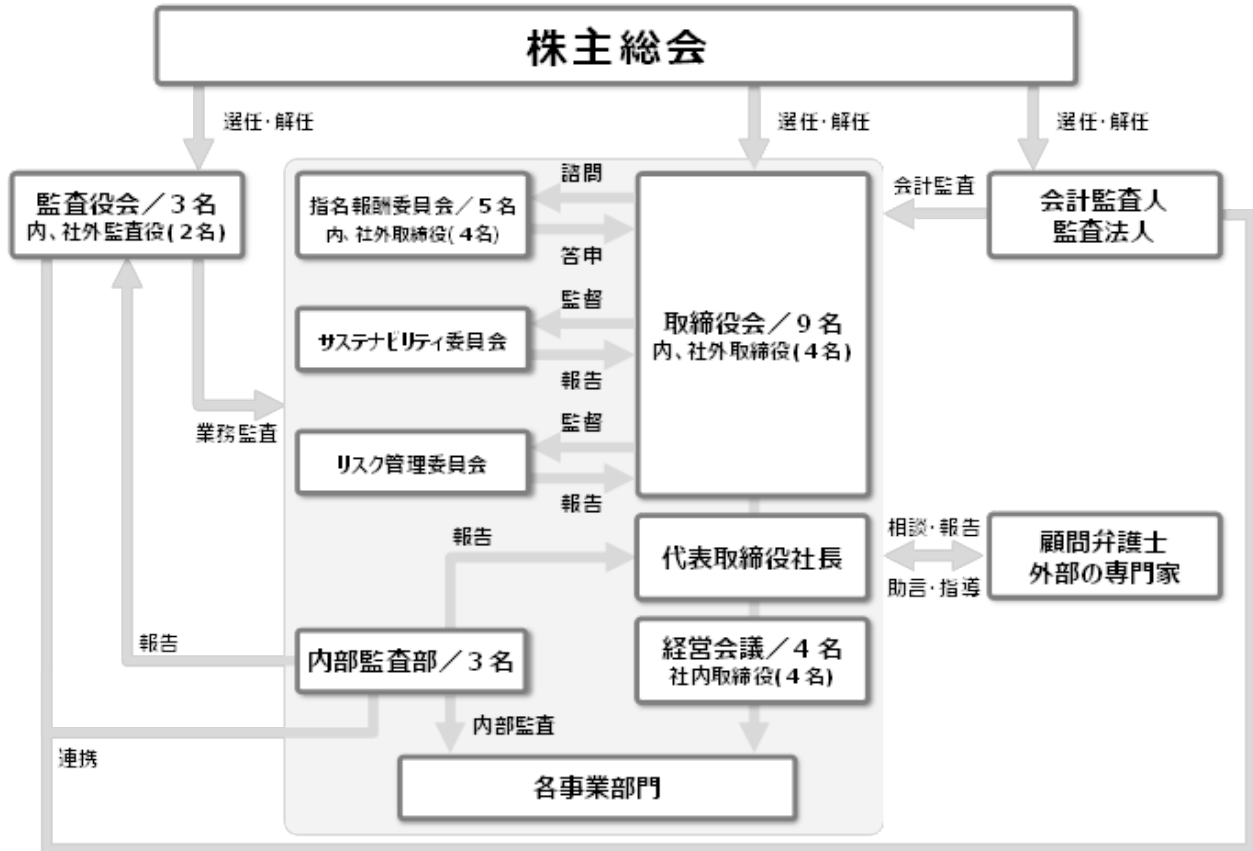
(3) 決算に関する情報

決算に関する情報についての開示資料は、財務経理・IR部門にて作成し、内部情報管理責任者の確認後、経営会議に報告されます。取締役会にて決定された後、内部情報管理責任者の指示に基づき開示をいたします。

3. 適時開示に係る社内体制の監査

当社は、インサイダー取引の未然防止を図るため、「インサイダー取引防止規程」を定め、役員及び従業員に対して、周知徹底に努めております。また、代表取締役社長より直接任命されている内部監査部の専任担当者が、定期的に内部監査を実施し、適時開示体制の実効性を評価しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

